

# 無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する告示等

一般社団法人全国船舶無線協会

総務省は、技術基準適合証明等を取得している無線設備であって、スプリアスの規格が無線設備規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）附則第 3 条第 2 項で定める旧規則により免許等を受けている無線設備のうち、実測等により同附則第 2 条で定める新規則に適合することを確認した無線設備については、無線従事者の資格を要さない簡易な運用が可能となるよう、平成 28 年 6 月 20 日付で関係告示の一部を改正し、同日付で施行しました。

## 1. 背景及び改正の概要

旧規則のスプリアス規格に基づいて製造された無線設備については、無線設備規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）附則第 3 条第 1 項により、平成 34 年 11 月 30 日までの使用期限となっています。

しかし、旧規則に基づいて製造された無線設備であっても、実際にスプリアスの値を測定し、新規則に適合していることが確認できた無線設備（以下「新スプリアス確認設備」という。）については、平成 34 年 12 月 1 日以降も継続して使用することが可能です。

その場合であっても同附則第 5 条第 1 項により、平成 34 年 12 月 1 日以降は、技術基準適合証明、工事設計認証及び技術基準適合自己確認の効力は失われます。

本改正は、新スプリアス確認設備について従来どおり無線従事者の資格を要しない簡易な操作の対象として定めるため、関係規定等を整備するものです。

## 2. 無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件（平成 2 年郵政省告示第 240 号）の一部を改正する件（総務省告示第 256 号）

傍線部分は改正部分

改正後	改正前
一 施行規則第三十三条第六号(5)の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする 1～5（略） <u>6 施行規則第三十三条第六号(1)から(5)までに掲げる無線局であって、無線設備規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第百十九号。以下「平成十七年改正省令」という。）による改正前の設備規則の規定に適合することにより表示が付された無線設備（平成十七年改正省令による改正後の設備規則の規定に適合したものに限る。）のみを使用するもの</u>	一 施行規則第三十三条第六号(5)の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。 1～5（略）
二（略）	二（略）
三 施行規則第三十三条第八号の総務大臣が別に告示する簡易な操作は、次のとおりとする。 1～5（略） 6 次に掲げる無線設備の外部の転換装置の技術操作 (一)～(二)（略） (三) 昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号（無線航行	三 施行規則第三十三条第八号の総務大臣が別に告示する簡易な操作は、次のとおりとする。 1～5（略） 6 次に掲げる無線設備の外部の転換装置の技術操作 (一)～(二)（略） (三) 昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号（無線航行

<p>のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件)第一項第一号に規定するレーダー<u>法第四条第一項第二号の適合表示無線設備であって、電波の質に影響を及ぼす外部の転換装置のないものに限る。</u></p> <p><u>四 平成十七年改正省令による改正前の設備規則の規定に適合することにより表示が付された(三)のレーダーであって、平成十七年改正省令による改正後の設備規則の規定に適合したもの(電波の質に影響を及ぼす外部の転換装置のないものに限る。)</u></p>	<p>のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件)第一項第一号に規定するレーダー<u>であって、法第四条第一項第二号の適合表示無線設備であるもの(電波の質に影響を及ぼす外部の転換装置のないものに限る。)</u></p>
--	--

3. 小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件(平成21年総務省告示第471号)の一部を改正する件(総務省告示第257号) 傍線部分は改正部分

改正後	改正前
<p>一 A二D電波又はA三E電波二六・一七五MHzを超え二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の適合表示無線設備(法第四条第一項第二号の適合表示無線設備をいう。以下同じ。)</p> <p>二~十四(略)</p> <p><u>十五 無線設備規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第119号。以下「平成十七年改正省令」という。)による改正前の設備規則の規定に適合する無線設備であって、平成十七年改正省令による改正後の無線設備規則の規定に適合するもの</u></p>	<p>一 A二D電波又はA三E電波二六・一七五MHzを超え二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の適合表示無線設備</p> <p>二~十四(略)</p>